東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成１８年９月４日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：２６件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置散水塔Ａ系において、散水ポンプ入口ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
2	１号機	計装用空気系圧縮機（Ａ）アフタクーラー圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
3	１号機	炉心性能計算システム用プリンタの不具合復旧にも係わらず、「炉心性能計算システム故障」の警報が表示されたままクリアしないことが認められたため、当該警報表示システムを点検・修理	D	
4	１号機	タービン建屋床ドレンファンネルにおいて、排水不良（詰まり気味）が認められたため、当該ドレンファンネルを点検・清掃	D	
5	２号機	ドライウェル内床ドレンサンプレベル計において、指示不良（変動）が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
6	３号機	換気空調系電気品室冷凍機（Ｃ３－６Ｂ）の運転中、「吐出圧力高」の警報及びトリップ事象が発生し、圧力スイッチに設定ずれが認められたため、当該圧力スイッチを点検・修理	D	
7	３号機	電気油圧式制御装置冷却水回収タンク水位調節弁において、制御不調または弁体不良の可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	４号機	ドライウェル床ドレンサンプポンプ出口流量積算計において、動作不良が認められたため、当該積算計を点検・修理及び原因調査	C	
9	４号機	主復水器細管洗浄装置循環ポンプ（Ｆ）吐出圧力計の付け根部において、エルボユニオン部に緩みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	４号機	屋外設置の硫酸貯蔵タンク及び苛性貯蔵タンクピットにおいて、塗装の剥離が認められたため、当該タンクピットを補修塗装	D	
11	４号機	非常用ディーゼル発電機（４Ａ）海水ポンプ出口ストレーナ差圧計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
12	５号機	タービン蒸気加減弁（ＮＯ．２）スイッチボックスの点検時、外部ケーブル用フレキシブル電線管に外れが認められたため、当該電線管及びコネクタを交換	D	
13	５号機	残留熱除去系ポンプ（Ａ系）用油ポンプ用部品の納入検査時、購入仕様書記載の要求仕様との相違が認められたため、返品及び納入者側にて対応検討	C	
14	５号機	デジタル制御基板調査業務における基板引抜き作業時、制御棒位置伝送用現場制御盤の基板イジェクタに破損（４個中３個）が認められたため、当該イジェクタを交換	D	
15	５号機	原子炉格納容器の機器・床ドレンサンプレベル記録計の点検時、指針の応答時間に基準値外れが認められたため、当該記録計を修理	D	
16	５号機	原子炉格納容器の機器ドレンサンプレベルスイッチの点検時、前回の点検データに転記ミスによる誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	５号機	原子炉再循環系ＭＧセット（Ｂ）の点検時、発電機反直結側軸受温度検出器用フレキシブル電線管に亀裂が認められたため、当該電線管を修理	D	
18	５号機	可燃性ガス濃度制御系（Ｂ）多点連続監視装置の耐電圧試験時、内部基板に故障が認められたため、当該基板を修理	D	
19	５号機	復水脱塩装置用空気圧縮機の試運転時、出口圧力計の付け根部より微量のエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	５号機	電気油圧式制御装置高圧油フィルタ移送ポンプの点検時、ポンプカップリング部のオイルシールリングに外れが認められたため、当該シールリングを交換	D	
21	５号機	復水器水室冷却管の渦流探傷検査時、「復水器冷却管閉止栓施工基準」に該当する冷却管（計２９本）が認められたため、当該冷却管に閉止栓を施工	D	
22	６号機	所内ボイラ（Ｂ）計装配管漏えい試験時、蒸気ドラム圧力検出元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	集中環境施設	換気空調系高温焼却炉設備燃焼空気ブロワ室において、冷却コイル凝縮水排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
24	集中環境施設	雑固体焼却炉（Ｂ）起動準備作業中、空気予熱器内のメインバーナーが固着し、取り外せないことが認められたため、メインバーナーを点検・修理	D	
25	集中環境施設	換気空調系制電室冷凍機（Ｃ）圧縮機（ＮＯ．１）において、シャフトシール部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
26	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋に保管中の中型乾式キャスク（２Ｃ）の蓋間圧力測定系（２系統の内、１系統）において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力測定系を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 （技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入　　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：保安規定に関わる不適合事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで